

書類の様式及び記載例

様式一覧

【放送の業務（ソフト）関係】

番号	名称	法令上の様式番号
○業務の開始の届出		
様式 1-1	地上一般放送業務開始届出書	放送法施行規則別表第四十の三号
○業務の変更		
様式 1-2	訂正又は取消しの放送に関する報告	—
様式 1-3	(有線/地上)一般放送業務開始届出書記載事項変更届	放送法施行規則別表第四十一の一号
様式 1-4	一般放送業務承継届出書	放送法施行規則別表第四十二の一号
○業務の廃止		
様式 1-5	一般放送の業務の廃止届出書	放送法施行規則別表第四十三の一号

【電気通信設備（ハード）関係】

○電波法関係

番号	名称	法令上の様式番号
○免許申請		
様式 2-1	無線局免許申請書	無線局免許手続規則別表第一号
様式 2-1	無線局再免許申請書	無線局免許手続規則別表第一号
様式 2-2	無線局事項書 ※別添 1 (エリア放送の受信電界強度が 12dB μ V/m 以上となる範囲を示した地図)、別添 2 (空中線の設置場所、離隔距離の範囲及びその範囲内での地デジ受信障害への対策の確認図) を含む。	無線局免許手続規則別表第二号第 2
様式 2-3	工事設計書	無線局免許手続規則別表第二号の二第 2
○予備免許後		
様式 2-4	無線従事者選(解)任届	—
様式 2-5	無線局工事落成届	無線局免許手続規則別表第三号の二
様式 2-6	無線設備等の点検実施報告書	無線局免許手続規則別表第五号の三
○変更		
様式 2-7	無線局変更申請書	無線局免許手続規則別表第四号
様式 2-8	無線局免許承継申請書(合併又は分割の場合)	無線局免許手続規則別表第五号

様式 2-9	無線局免許承継申請書（譲渡の場合）	無線局免許手続規則別表第五号
○廃止		
様式 2-10	無線局廃止届	無線局免許手続規則別表第七号

○有線電気通信法・電気通信事業法関係

番号	名称	法令上の様式番号
○有線電気通信法関係		
様式 3-1	有線電気通信設備設置届	有線電気通信法施行規則別紙様式第一
○電気通信事業法関係（登録の場合）		
様式 3-2	電気通信事業登録申請書	電気通信事業法施行規則様式第一
様式 3-3	欠格事由に関する誓約書	電気通信事業法施行規則様式第二
様式 3-4	ネットワーク構成図	電気通信事業法施行規則様式第三
様式 3-5	提供する電気通信役務に関する書類	電気通信事業法施行規則様式第四
○電気通信事業法関係（届出の場合）		
様式 3-6	電気通信事業届出書	電気通信事業法施行規則様式第八
様式 3-7	ネットワーク構成図	電気通信事業法施行規則様式第三
様式 3-8	提供する電気通信役務に関する書類	電気通信事業法施行規則様式第四

別表第四十の三号（第 141 条関係）

地上一般放送業務開始届出書

令和 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
電話番号

地上一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第 133 条第 1 項の規定により届け出ます。

届出者	業務を執行する役員の氏名		
一般放送の種類			
一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要			
使用する周波数			
業務区域			
放送番組に関する事項	放送番組の編集の基準	放送時間	
		1日当たり	
		時間	
		主たる放送事項	
業務開始の予定期日		業務開始時の受信契約者の見込数	

別紙（一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要）

別添（業務区域）

別表第四十の三号（第 141 条関係）

地上一般放送業務開始届出書

令和〇年〇月〇日

総務大臣 殿

郵便番号 123-4567
 住所 〇〇県〇〇市1-2-3
 （ふりがな）

氏名 ^{えり あほうそうかぶしがいしゃ}
 エリア放送株式会社

^{だいひょうとりしまりやくしゃちょう しらじりようこ}
 代表取締役社長 白地利用子

電話番号 12-3456-7890

地上一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第 133 条第 1 項の規定により届け出ます。

届出者	業務を執行する役員の氏名		
	〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇〇
	〇〇 〇〇〇		
一般放送の種類		エリア放送—テレビジョン放送	
一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要		別紙に記載のとおり。	
使用する周波数		599.142857MHz (34ch)	
業務区域		地図に記載のとおり。	
放送番組に関する事項	放送番組の編集の基準	放送時間	
	※届出者が、自身の番組編集のために定める基準を記載すること。	1日当たり	12.0時間
		主たる放送事項	
		観光情報 (〇〇温泉の案内等) イベント情報 (〇〇展示会の案内等)	
業務開始の予定期日		令和〇年〇月〇日	業務開始時の受信契約者の見込数
			—

注 1 届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は、団体の規約を添付すること。

注 2 一般放送の種類欄には、第 142 条に掲げる一般放送の種類を記載すること。
 (記載例)

一般放送の種類	エリア放送—テレビジョン放送
---------	----------------

注 3 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄には、「別紙に記載のとおり。」と記載し、地上一般放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から地上一般放送局（電波法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号の 3 に規定す

る地上一般放送局をいう。)の送信設備の送信空中線までの範囲における電気通信設備を明記した概要図を添付すること。

注4 業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、地上一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。

注5 放送番組の編集の基準の欄には、放送番組の編集の基準があるときは、これを記載し、放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。

注6 主たる放送事項の欄には、次のように記載すること。

(記載例)

観光情報 (観光地、観光施設の案内、宿泊施設の案内等)

生活情報 (道路交通情報、病院の案内、天気予報等)

イベント情報 (各種行事の案内等)

災害情報 (地震その他の災害に関する情報、被災状況等)

行政情報 (市町村議会情報、市町村広報等)

注7 他の放送事業者の放送の再放送を行う場合には、主たる放送事項の欄にその旨を記載し、同意書の写しを添付すること。

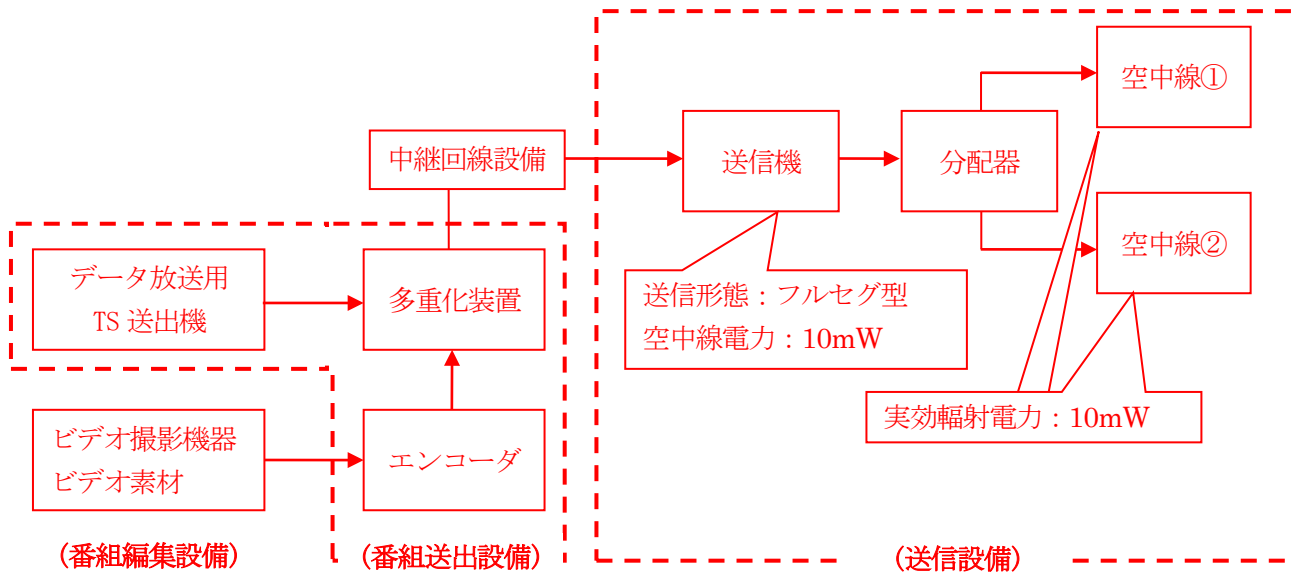
注8 業務開始時の受信契約者の見込数の欄には、有料放送を行う場合に限り受信契約者の見込数を記載すること。

注9 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注10 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別紙（一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要）

【記載例】



設置場所： ○○会館
(○○市4-5-6)

エリア放送株式会社
(○○市1-2-3)

○○市役所屋上
(○○市7-8-9)

← エリア放送株式会社（届出者）設置 → ← ○○株式会社設置 →

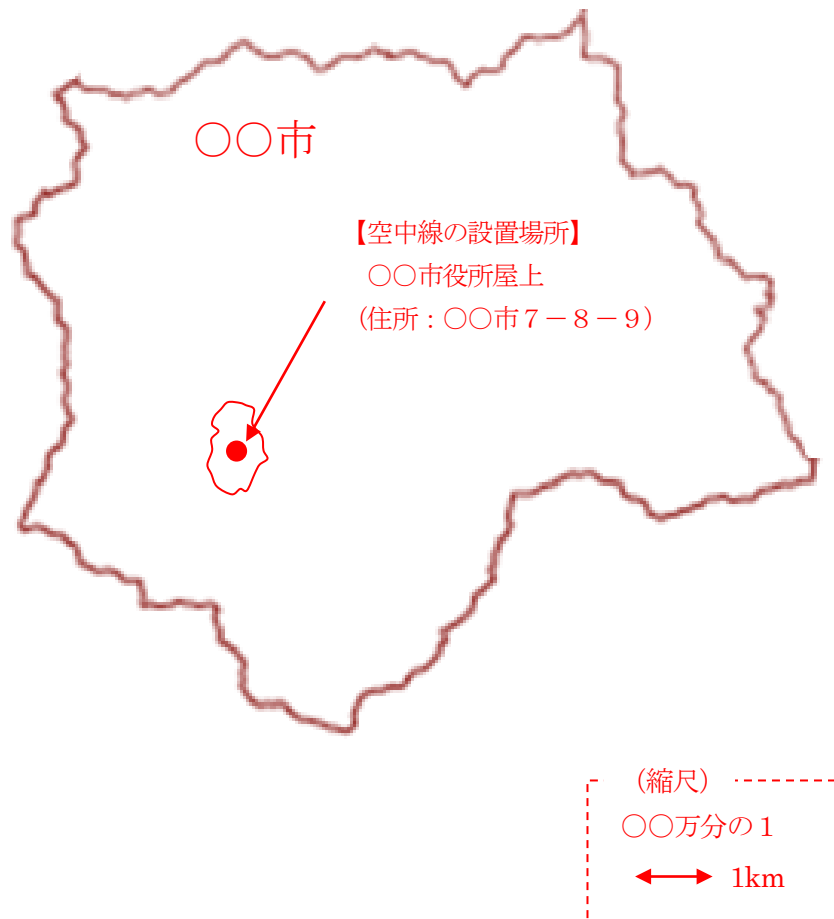
（記載にあたっての留意点）

- ※1 地上一般放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から地上一般放送局（電波法施行規則第4条第1項第3号の3に規定する地上一般放送局をいう。）の送信設備の送信空中線までの範囲における電気通信設備を明記すること。
- ※2 各設備の設置場所、設置する者が分かるように記載すること。

別添（業務区域）

【記載例】

業務区域は、〇〇市の〇〇駅周辺。



(記載にあたっての留意点)

- ※1 業務区域として、エリア放送を行う地上一般放送局からの電波の電界強度が $55\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$ 以上の範囲を地図上に記載すること。業務区域が複数ある場合には、その複数の業務区域を記載すること。
- ※2 無線設備（空中線）の設置場所を記載すること。
- ※3 地図の縮尺を記載すること。

令和 年 月 日

総 務 大 臣 殿

〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇〇

訂正又は取消しの放送に関する報告

標記について、放送法施行令第8条第4号の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

※様式例

《別紙様式1》 年度報告用（4月5日までに提出）

訂正又は取消しの放送の請求件数及びこれらの請求に対して措置した件数

令和〇年度

請求件数	件
請求に対して措置（訂正放送）を行った件数	件

《別紙様式2》 措置の都度提出用（随時提出用）

訂正又は取消し放送の措置報告

訂正又は取消しの放送の請求者氏名	
請求に係る権利侵害の内容	
請求年月日	
請求の原因となった放送の内容及びその年月日	
当該請求に対して執った措置及びその年月日	

令和〇年〇月〇日

総務大臣 殿

〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇〇

訂正又は取消しの放送に関する報告

標記について、放送法施行令第8条第4号の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

【記載方法等】

- (1) 放送法第9条第1項による訂正又は取消しの放送を行った場合に報告願います。
- (2) 2部（別紙様式を含む。）提出してください。

※様式例

《別紙様式1》 年度報告用（4月5日までに提出）

訂正又は取消しの放送の請求件数及びこれらの請求に対して措置した件数

令和〇年度	
請求件数	件
請求に対して措置（訂正放送）を行った件数	件

※報告する案件がない場合も「0件」としてご報告願います。

《別紙様式2》 措置の都度提出用（随時提出用）

訂正又は取消し放送の措置報告

訂正又は取消しの放送の請求者氏名	
請求に係る権利侵害の内容	
請求年月日	
請求の原因となった放送の内容及びその年月日	
当該請求に対して執った措置及びその年月日	

【記載方法等】

- (1) 報告の対象は、放送法第9条第1項に基づく請求があった場合のみです。
- (2) 発生の都度、可及的速やかに電話等で管轄の総合通信局へ一報、その後、本様式例を参考にして報告事項をまとめ、メール又はFAX等により報告願います。
- (3) 請求が2件以上の場合は、それぞれ作成し提出してください。

別表第四十一の一号（第 144 条関係）

有線
地上 一般放送業務開始届出書記載事項変更届

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称
及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けの有線
地上 一般放送業務開始届出書の記載事項の一部を次のとおり変更

するので、放送法第 133 条第 2 項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	予定期日

別表第四十一の一号 (第 144 条関係)

~~有線~~ 地上 一般放送業務開始届出書記載事項変更届

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けの~~有線~~地上一般放送業務開始届出書の記載事項の一部を次のとおり変更

するので、放送法第 133 条第 2 項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	予定期日

- 注 1 有線又は地上のいずれかの不要の文字を抹消すること。
- 注 2 一般放送の業務区域を変更しようとする場合は、変更前及び変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、変更前及び変更後の一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。
- 注 3 再放送について、新たに放送事業者の同意を得た場合は、その同意書の写しを添付すること。
- 注 4 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 注 5 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四十二の一号（第 145 条関係）

一般放送業務承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

一般放送事業者の地位を承継したので、放送法第 134 条第 2 項の規定により届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
承継した一般放送事業者の地位に係る登録年月日及び登録番号（届出一般放送事業者にあつては、一般放送の業務の開始届出年月日）	
放送法第 128 条第 1 号から第 5 号までの該当の有無（登録一般放送事業者に限る。）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	

別表第四十二の一号（第 145 条関係）

一般放送業務承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

一般放送事業者の地位を承継したので、放送法第 134 条第 2 項の規定により届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
承継した一般放送事業者の地位に係る登録年月日及び登録番号（届出一般放送事業者にあつては、一般放送の業務の開始届出年月日）	
放送法第 128 条第 1 号から第 5 号までの該当の有無（登録一般放送事業者に限る。）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	

注 1 放送法第 128 条第 1 号から第 5 号までの該当の有無の欄は、法第 128 条第 1 号から第 5 号までの規定への該当の有無を記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注 2 備考の欄には、承継に係る事情を記載すること。

注 3 承継者が一般放送事業者以外の法人であるときは、定款又は寄附行為及び業務執行する役員の氏名を記載した書面、一般放送事業者以外の団体であるときは、これに準じる書類及び業務を執行する役員の氏名を記載した書面を添付すること。

注 4 承継に伴い、新たに道路に占有の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾を必要とする場合には、その承継に係る部分の当該処分又は承諾の事実を証する書面の写しを添付すること。

注 5 別表第 33 号の別紙(1)及び(5)を添付すること。

注 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

一般放送の業務の廃止届出書

年 月 日

総 務 大 臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

電話番号

一般放送の業務を次のとおり廃止したので、放送法第 135 条第 1 項の規定により届け出ます。

理 由	
一般放送の業務を廃止した法人が行っていた一般放送の業務に係る登録年月日及び登録番号（届出一般放送事業者にあつては、一般放送の業務の開始届出年月日）	
業 務 区 域	
廃止年月日	

一般放送の業務の廃止届出書

年 月 日

総 務 大 臣 殿

郵便番号

住 所

（法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地。）（ふりがな）

氏 名

（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

一般放送の業務を次のとおり廃止したので、放送法第 135 条第 1 項の規定により届け出ます。

理 由	
一般放送の業務を廃止した法人が行っていた一般放送の業務に係る登録年月日及び登録番号（届出一般放送事業者にあつては、一般放送の業務の開始届出年月日）	
業 務 区 域	
廃止年月日	

注 1 業務区域の欄には、一般放送の業務を廃止した地域が明らかになるように、たとえば、「(何) 市 (何) 町」のように記載すること。

注 2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

無線局免許（再免許）申請書

年 月 日

総務大臣 殿

※申請年月日を記載

収入印紙貼付欄

- 電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

記

1 申請者

住 所	都道府県－市区町村コード [<input type="text"/>] 〒 (<input type="text"/> - <input type="text"/>)	日本産業規格 JIS X0401 及び X0402 に規定する都道府県及び市区町村コードにより該当するコードを記載。(不明の場合は記載不要)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。
法人番号		

2 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類 (法第5条第2項各号)	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない
外国性の有無	国籍等 (同条第1項第1号から第3号まで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	代表者及び役員割合 (同項第4号)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	議決権割合 (同号)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
相対的欠格事由	処分歴等 (同条第3項)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※ハード・ソフト一致の場合は、それぞれ内容を確認し、「有」又は「無」にチェック

- 無線局事項書の外国性に関する事項 (無線局免許手続規則別表第二号第2「21 議決権及び役員に関する事項」又は別表第二号第5「39 外国人等により占められる役員割合」及び「40 外国人等直接保有議決権割合」) について、申請をしようとする

無線局免許（再免許）申請書

年 月 日

総務大臣 殿

※申請年月日を記載

収入印紙貼付欄

電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

申請書の添付書類に記載することとなる内容が、現に受けている免許に係る申請書の内容と同一である場合は、当該申請書に添付する書類の提出を省略することができるので、そのような場合は、この口にチェック。

記

日本産業規格 JIS X0401 及び X0402 に規定する都道府県及び市区町村コードにより該当するコードを記載。（不明の場合は記載不要）

1 申請者

住 所	都道府県—市区町村コード [<input type="text"/>] 〒 (<input type="text"/> - <input type="text"/>) ※申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ <input type="text"/> 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。
法人番号	<input type="text"/>

※ハード・ソフト分離の無線局は「該当」に、ハード・ソフト一致の場合は「該当しない」にチェック

2 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない
外国性の有無	国籍等（同条第1項第1号から第3号まで）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	代表者及び役員割合（同項第4号）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	議決権割合（同号）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
相対的欠格事由	処分歴等（同条第3項）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※ハード・ソフト一致の場合は、それぞれ内容を確認し、「有」又は「無」にチェック

無線局事項書の外国性に関する事項（無線局免許手続規則別表第二号第2「21 議決権及び役員に関する事項」又は別表第二号第5「39 外国人等により占められる役員割合」及び「40 外国人等直接保有議決権割合」）について、申請をしようとする

免許又は再免許に係る当該事項に変更がないため、当該事項の記載並びに別紙及び添付書類の提出を省略します。

3 免許又は再免許に関する事項

① 無線局の種別及び局数	※無線局の種別は、「地上一般放送局」と記載。
② 識別信号	※現に免許を受けている無線局に指定されている識別信号を記載すること
③ 免許の番号	※現に免許を受けている無線局に指定されている免許の番号を記載すること
④ 免許の年月日	※現に免許を受けている無線局に指定されている免許の年月日を記載すること
⑤ 希望する免許の有効期間	
⑥ 備考	※再免許申請手数料を記載 (参考) 1W以下：1,950円

4 電波利用料

① 電波利用料の前納

電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します（電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。）。 <input type="checkbox"/> その他（ 年）

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）

1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (-)
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

※用紙は、日本産業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

無線局事項書	
1 免許の番号	(局分)
2 申請 (届出) の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
3 無線局の種別コード	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人
6 住 所	都道府県－市区町村コード [_____] 〒 (_____)
	電話番号 (_____) - _____
7 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
8 希望する運用許容時間	
9 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定：____.____.____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月目の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____日目の日
10 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定：____.____.____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から____月以内の日
11 無線局の目的コード	
	<input type="checkbox"/> 従たる目的
12 通信事項コード	
13 通信の相手方	
14 識別信号	
15 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	

2枚目

16 無線局の区別			
区分			<input type="checkbox"/> 設置場所 <input type="checkbox"/> 常置場所
設置場所 番号	設置場所の 区別コード	都道府県— 市区町村 コード	住 所
17 無線設備の設置場所又は常置場所			
	船舶又は航空機名		フリガナ
	主たる停泊港又は定置場		

3 枚目

18 無線局の区別				
19 移動範囲		基本コード	付加コード	備考
20 船舶又は航空機の所有者 (設置場所又は常置場所とする場合)	区分	<input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> 航空機		
	所有者	<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ()		
21 議決権及び役員に関する事項		(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 議決権に関する事項 <input type="checkbox"/> (2) 役員に関する事項		
22 備考				

(1) 議決権に関する事項

区 分	株式数 (株) / 議決権の数 (個)	比率 (%) (F)
発行済株式の総数 (A)		
議決権の総数 (B)		
日本の国籍を有する者 (C)		
日本法人 (D)		
外国法人等 (E)		

(2) 役員に関する事項

ア 代表者

フリガナ 氏 名	住 所	役 名	日本の国籍の有無	備 考
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

イ 役員

役員の数	名 (A) (代表者 名、その他役員 名)
役員の数のうち、日本の国籍を有しない者の人数	名 (B)
外国人等役員比率	% ((B)/(A))

無線局事項書		新規で免許申請を行う場合、
1 免許の番号	※開設の場合は記載不要 (局分)	
2 申請(届出)の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	
3 無線局の種別コード	B G 地上一般放送局の「BG」と記入。	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	※開設の場合、「継続開設又は変更」の文字を抹消し、開設を必要とする理由をできる限り詳しく記載すること。	
5 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人	
6 住所	都道府県一市区町村コード [] 〒 ()	
	※申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。 電話番号 () - フリガナ	
7 氏名又は名称及び代表者氏名	①申請者が法人の場合：その名称 ②団体の場合：その名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。	
8 希望する運用許容時間	※「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は記載不要。	
9 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定： . . <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日 目 日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 日 目 日	
10 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定： . . <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日 以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から 月 日 以内の日	
11 無線局の目的コード	(ハード・ソフト一致の場合) G B C (ハード・ソフト分離の場合) C C C <input type="checkbox"/> 従たる目的	
12 通信事項コード	A B C	
13 通信の相手方	(ハード・ソフト一致の場合) 免許人が行うエリア放送を受信するための設備	
	(ハード・ソフト分離の場合) 免許人以外の者が行うエリア放送を受信するための設備	
14 識別信号	・免許の申請の場合、希望する識別信号(呼出符号及び呼出名称)があれば記載のこと(なければ記載不要)。なお、識別信号の指定基準は、電波法関係審査基準別表3において規定されています。 ・呼出名称の例：JOXZ3NA-AREA ・呼出名称は、申請者の名称又は略称、設置場所の地名(必要があると認められる場合に限る。)の次に「エリアほうそう」の文字を付したものを。	
15 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	・希望する周波数は、チャンネルスペースマップ(エリア放送参入マニュアル別添)に記載のある周波数を参考にして選択すること。 ・最大実効輻射電力を併せて記載すること。	

2 枚目

16 無線局の区別			※14欄の呼出名称「○○○エリア放送」を記載
区分			<input type="checkbox"/> 設置場所 <input type="checkbox"/> 常置場所
設置場所 番号	設置場所の 区別コード	都道府県一 市区町村 コード	住 所
<p>送信所、受信所、演奏所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コード（送信所：T、受信所：R、送受信所：W、演奏所：S）を記載し、それぞれの設置場所（「○○県○○市○○町○○-○○-○○何内」のように記載し、フリガナを付けること。）を記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。</p>			
17 無線設備の設置場所又は常置場所			
			フリガナ
	船舶又は航空機名		記載不要。
主たる停泊港又は定置場			記載不要。

3 枚目

18 無線局の区別	B G		
19 移動範囲	基本コード	付加コード	備考
	記載不要。		
20 船舶又は航空機の所有者 (設置場所又は常置場所とする場合)	区分	記載不要。	
	所有者		
21 議決権及び役員に関する事項	(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 議決権に関する事項 <input type="checkbox"/> (2) 役員に関する事項		
	<p>法第5条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載することとし、(別紙)の該当する□にレ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。</p> <p>なお、申請者が国、地方公共団体(当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。)、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。</p>		
22 備考	<p>(記載例) エリア放送の業務区域は別添のとおり。 また、 1. 地上デジタル放送の受信設備への混信や障害を与えないことの確認結果、 2. 特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクとの混信防止のための運用調整を行うことを証する資料 については別添のとおり。</p>		
<p>例のように記載し、エリア放送の業務区域を記載した地図、干渉の確認のための電界強度12dBμV/mの範囲を示した図、ブラスター障害の確認結果、運用調整連絡会への加入申請書又は加入証明書の写し等を添付すること。</p>			

(1) 議決権に関する事項

区 分	株式数 (株) / 議決権の数 (個)	比率 (%) (F)
発行済株式の総数 (A)	申請者が株式会社である場合に記載すること。	
議決権の総数 (B)	申請者が株式会社である場合は、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除いた議決権の総数を記載すること。	
日本の国籍を有する者 (C)	日本の国籍を有する者であつて法第5条第1項第2号に掲げる者に該当しない者を記載すること。	
日本法人 (D)	法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又は団体（国又は地方公共団体を含む。）を記載すること。	
外国法人等 (E)	外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。	

- ・ 最近日現在の議決権（株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。）の状況について記載すること。
- ・ (F)の欄は、(B)に記載した株式数又は議決権の数に対する(C)、(D)又は(E)の比率を記載すること。この場合において、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。
- ・ 議決権比率を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(2) 役員に関する事項

ア 代表者

フリガナ 氏名	住所	役名	日本の国籍の有無	備考
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府市区町村（外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。

- ・法人又は団体にあつては、代表者が複数名選任されている場合は、全員について記載すること。
- ・株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか、代表者予定者については代表者就任承諾書を添付すること。

イ 役員

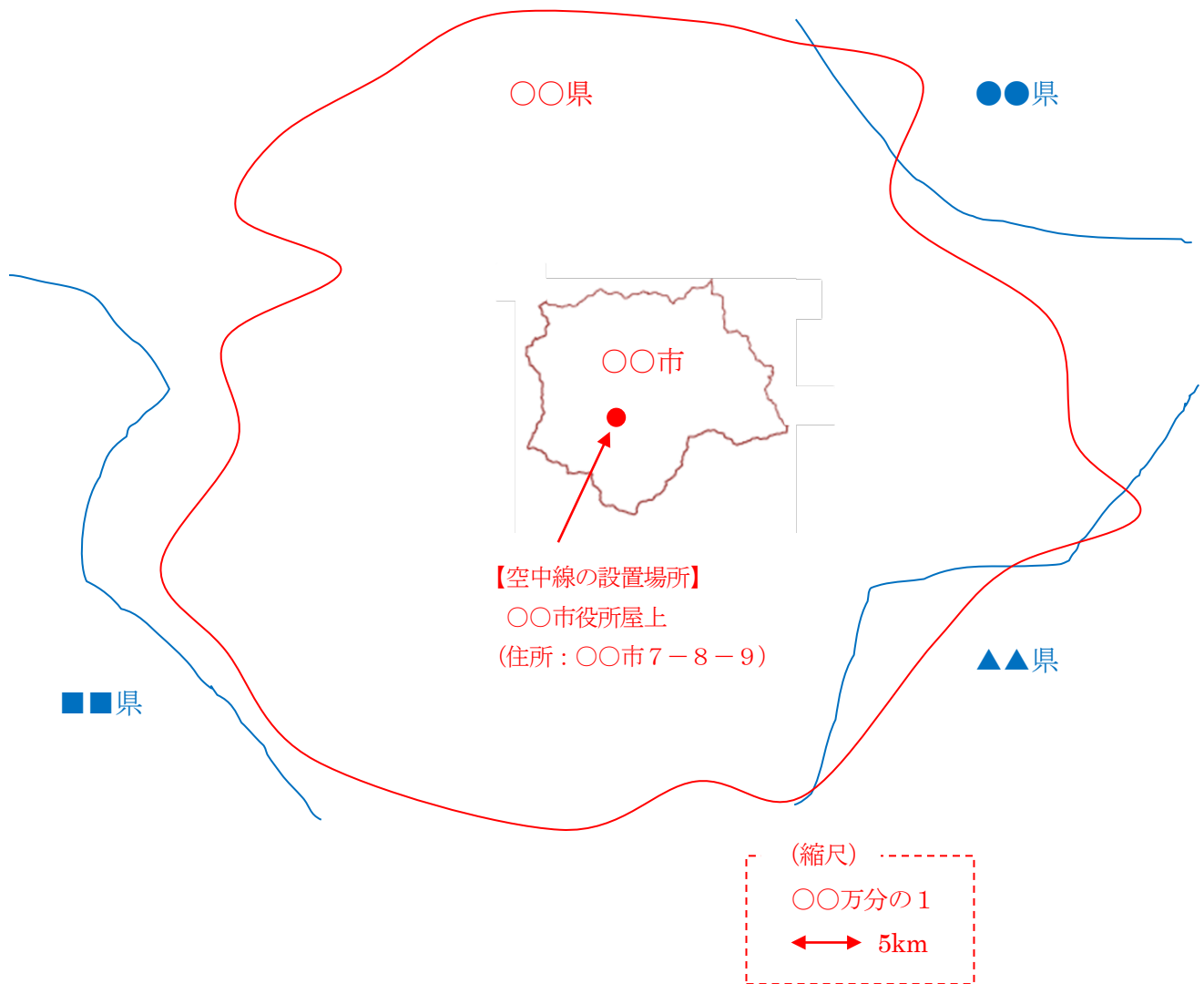
役員の数	名(A)	(代表者	名、その他役員	名)
役員の数のうち、日本の国籍を有しない者の数	名(B)			
外国人等役員比率	% ((B) / (A))			

- ・外国人等役員比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。
 - ・役員名簿(※1)及び役員が日本の国籍を有することを証する書類(※2)を添付すること。
- (※1) 役員の氏名、住所（住民基本台帳に記載された住所の都道府市区町村）及び役名を記載した書類。
- (※2) 本籍の記載のある住民票（1年以内に発行されたものに限る。）の写し、旅券（パスポート）の顔写真が入ったページ（有効期間満了前のもに限る。）の写しなど。

別添1 (エリア放送の受信電界強度が $12\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$ 以上となる範囲を示した地図)

【記載例】

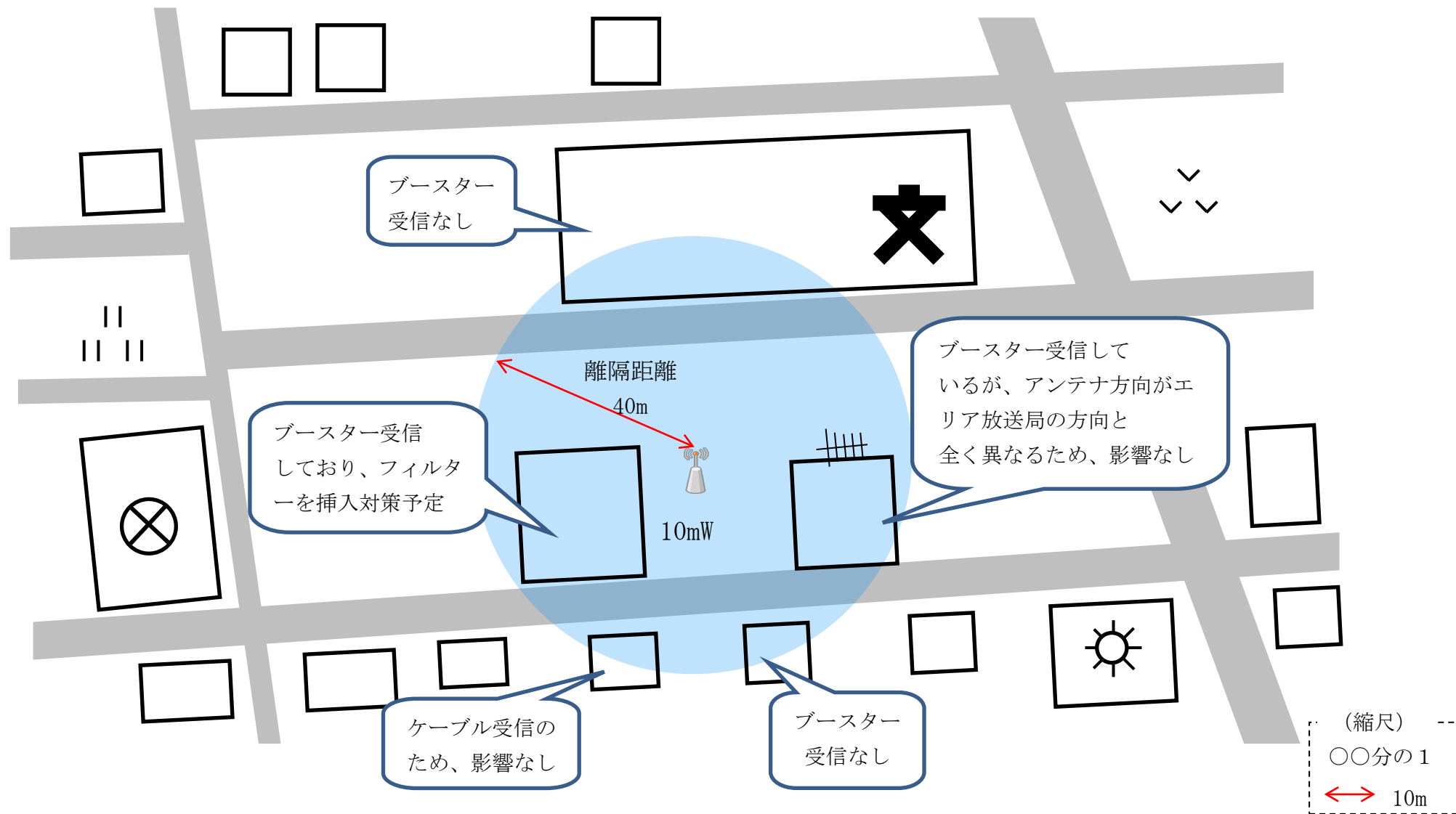
〇〇県〇〇市周辺。



(記載にあたっての留意点)

- ※1 エリア放送を行う地上一般放送局からの電波の電界強度が $12\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$ 以上の範囲を地図上に記載すること。
- ※2 無線設備(空中線)の設置場所を記載すること。
- ※3 地図の縮尺を記載すること。

別添2 (空中線の設置場所、離隔距離の範囲及びその範囲内での地デジ受信障害への対策の確認図)



エリア放送局の場所と離隔距離の範囲を示し、離隔距離の範囲内のすべての世帯について、ブースターによる受信世帯がないこと、またはある場合でも、エリア放送の影響を受けないことを調査し、その結果を記載すること。
 また、地デジ受信状況の調査方法については、詳細に記載すること。
 例)・〇月×日に各世帯を直接訪問し、ブースター機器、受信空中線系等を確認した上で、特性を評価(詳細は添付)。
 ・問題のある受信世帯についてはフィルターを設置予定。

工事設計書		
1	無線局の区別	(局分)
2	装置の区別	番号 1
		予備送信装置 <input type="checkbox"/>
3	通信方式コード	
4	通信路数	
5	A T I S 番号又は船舶等識別番号	
6 送 信 機	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
	定格出力 (W)	
	低下させる方法コード	
	低下後の出力 (W)	
	変調方式コード	
	製造者名	
	型式又は名称	
	検定番号	
	適合表示無線設備の番号	
	製造番号	
7 受 信 機	区別	<input type="checkbox"/> 送信機と同じ
	製造者名	
	検定番号又は名称	
	製造番号	
	通過帯域幅	
	雑音指数 (dB)	
8	予備電源	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
9	設置場所番号	

10 無線局の区別		(局分)				
空中線系	11 空中線系番号					
	空中線	空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード
		海拔高 (m) / 地上高 (m)				
		利得 (dBi)				
		指向方向 (度)				
		口径 (m)				
		水平面の主輻射の角度の幅 (度)				
		空中線の位置	緯度		経度	
	給電線等	13 給電線損失 (dB)	送信		受信	
		共用器損失 (dB)	送信		受信	
		その他損失 (dB)	送信		受信	
	14 発射する周波数等					
	15 受信する周波数					
16 空中線系に関するその他の事項	□構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。					
17 附属装置	コード		補足事項			
18 その他の工事設計	□電波法第3章に規定する条件に合致する。					
19 添付図面	□無線設備系統図 □電源系統図					
20 備考						

工事設計書			
1	無線局の区別	〇〇〇エリア放送 (1 局分)	
2	装置の区別	番号	第 装置
		予備送信装置	<input type="checkbox"/>
3	通信方式コード	MX1N	
4	通信路数	1ch	
5	ATIS番号又は船舶等識別番号		
6	送信機	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	5M70X7W 470MHzから710MHzまでの1波
		定格出力 (W)	0.01
		低下させる方法コード	
		低下後の出力 (W)	
		変調方式コード	OFDM
		製造者名	(株)〇〇
		型式又は名称	AB12345
		検定番号	
		適合表示無線設備の番号	XXXXXXXXXX
	製造番号	ZZ-123	
7	受信機	区別	<input type="checkbox"/> 送信機と同じ
		製造者名	
		検定番号又は名称	
		製造番号	
		通過帯域幅	
		雑音指数 (dB)	
8	予備電源	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
9	設置場所番号	無線局事項書の「17 無線設備の設置場所」の設置場所番号を記載。	

10 無線局の区別		○○○エリア放送 (1 局分)				
空中線系	11 空中線系番号	(記載例) 1 (送信)				
	空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード	
		T	TI		V	
	12 空中線	海拔高 (m) / 地上高 (m)	5.6		3.8	
		利得 (dBi)	x. x		できるだけ低く	
		指向方向 (度)				
		口径 (m)				
		水平面の主輻射の角度の幅 (度)				
		空中線の位置	緯度	139. xx. xx	経度	35. xx. Xx
	給電線等	13 給電線損失 (dB)	送信	x. x	受信	
		共用器損失 (dB)	送信		受信	
		その他損失 (dB)	送信		受信	
	14 発射する周波数等					
15 受信する周波数						
16 空中線系に関するその他の事項	<input checked="" type="checkbox"/> 構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。 空中線系の番号ごとに構成の詳細を添付図面に記載すること。 図、プースター障害の確認結果等を添付すること。					
17 附属装置	コード	補足事項				
18 その他の工事設計	<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。					
19 添付図面	<input checked="" type="checkbox"/> 無線設備系統図					
	<input checked="" type="checkbox"/> 電源系統図					
20 備考						

無線従事者選（解）任届

令和 年 月 日

〇〇総合通信局長 殿

〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇〇

法人番号

無線従事者を下記のとおり選（解）任したので、電波法第51条の規定により届け出ます。

記

無線局の種別等 地上一般放送局（エリア放送）
 免許番号
 呼出符号
 呼出名称
 無線設備の設置場所 送信所
 演奏所

フリ 氏	ガナ 名	資 格	免許証の番号	選（解）任年月日	業 務 経 歴

無線従事者選（解）任届

令和〇年〇月〇日

〇〇総合通信局長 殿

〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇〇

法人番号

無線従事者を下記のとおり選（解）任したので、電波法第51条の規定により届け出ます。

記

無線局の種別等	地上一般放送局（エリア放送）
免許番号	〇〇第〇〇〇〇号
呼出符号	〇〇〇（例：JOXZ3NA-AREA）
呼出名称	〇〇〇（例：呼出名称は、申請者の名称又は略称、設置場所の地名（必要があると認められる場合に限る。）の次に「エリアほうそう」の文字を付したもの。）
無線設備の設置場所	送信所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇何内 演奏所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇何内

フリ 氏	ガナ 名	資 格	免許証の番号	選（解）任年月日	業 務 経 歴

⑥ 検査を希望する日	
------------	--

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

⑥ 検査を希望する日	令和○年○月○日
------------	----------

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

無線設備等の点検実施報告書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿 (注1)

免許人（予備免許を受けたものを含む。）の氏名又は名称
法人番号

第10条第2項

電波法第18条第2項の規定により、私所属の無線局について無線設備等の点検を行ったので、点

第73条第4項

検結果通知書を添えて提出します。

点 検 年 月 日		無線局の種別	
免 許 の 番 号		識 別 信 号	
点検を行った場所			
登録検査等事業者名			
備 考			

(日本産業規格A列4番)

- 注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
- 2 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
 - 3 点検の種別を区分する該当条項の不要の文字は削除すること。
 - 4 備考の欄には、電波法第10条第2項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、電波法第18条第2項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。
 - 5 一の登録検査等事業者が複数の無線局の点検を実施した場合には、本報告書の各項目の内容の対応関係を明確にした上で一括して記載することを可とする。当該欄に記載できない場合は、別紙として添付することができる。
 - 6 代理人による提出の場合は、免許人等の氏名又は名称を記載するほか、当該代理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。
 - 7 包括免許に係る特定無線局の点検の場合は、「免許の番号」とあるのは「包括免許の番号」

と、「識別信号」とあるのは「特定無線局の番号」とする。

- 8 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

無線設備等の点検実施報告書

令和〇年〇月〇日

〇〇総合通信局長 殿

免許人（予備免許を受けたものを含む。）の氏名又は名称
法人番号

第10条第2項

電波法第18条第2項の規定により、私所属の無線局について無線設備等の点検を行ったので、点

第73条第4項

検結果通知書を添えて提出します。

点 検 年 月 日	令和〇年〇月〇日	無線局の種別	地上一般放送局
免 許 の 番 号	〇〇第〇〇〇〇号	識 別 信 号	呼出符号及び呼出名称
点検を行った場所			
登録検査等事業者名			
備 考			

(日本産業規格A列4番)

【記載方法等】

- (1) 点検の種別を区分する該当条項の不要の文字は削除すること。
- (2) 備考の欄には、電波法第10条第2項の点検である場合には「予備免許の番号」、第18条第2項の点検である場合には「許可の番号」を記載すること。
- (3) 呼出符号の例：JOXZ3NA-AREA
- (4) 呼出名称は、申請者の名称、略称又は設置場所の地名（必要があると認められる場合に限る。）の次に「エリアほうそう」の文字を付したものを。

※電波法第10条第2項（落成後の検査）、第18条第2項（変更検査）、第73条第4項（定期検査）

無線局変更等申請書及び届出書

年 月 日

総務大臣 殿

- 電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
- 電波法第9条第2項の規定により、無線局の工事設計等を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。
- 電波法第9条第5項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第9条第5項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
- 電波法第17条第2項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第2項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第3項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

無線局変更等申請書及び届出書

令和〇年〇月〇日

総務大臣 殿

- 電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
- 電波法第9条第2項の規定により、無線局の工事設計等を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。
- 電波法第9条第5項各号に掲げる無線局が、基幹放送局以外の無線局（同法第5条第2項各号に掲げる無線局）であつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第9条第3項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
- 電波法第17条第2項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第2項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第3項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

※無線局の変更等の許可
の場合はこの口にレ印を
付けること。

記

1 申請（届出）者

住 所	都道府県－市区町村コード [日本産業規格 JIS X0401 及び X0402 に規定する都道府県及び市区町村コードにより該当するコードを記載。（不明の場合は記載不要）
	〒（ ） ※申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ ----- 〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇〇
法人番号	

2 変更の対象となる無線局に関する事項

① 無線局の種別及び局数	地上一般放送局 1 局
② 識別信号	呼出符号及び呼出名称
③ 免許の番号	〇〇第〇〇〇〇〇号
④ 備考	

3 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ -----
電話番号	
電子メールアドレス	

注 添付する必要がある別紙の書類は、無線局事項書、工事設計書等ですが、申請又は届出内容により異なります。無線局免許手続規則で規定されていますが、不明な場合は、管轄の総合通信局にお問い合わせ下さい。

氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
	印
法人番号	

2 承継に係る無線局

① 識別信号	
② 種別	
③ 免許の番号又は予備免許通知書の番号	
④ 免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称	
⑤ 免許の有効期間	

3 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない
外国性の有無	国籍等（同条第1項第1号から第3号まで）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	代表者及び役員割合（同項第4号）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	議決権割合（同号）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
相対的欠格事由	処分歴等（同条第3項）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

4 各手続に係る個別事項（注2）

無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

- ① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名
- ② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日
- ③ 合併又は分割の理由
- ④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ⑤ 事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑥ 事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑦ 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑧ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- ② 事業の譲受けの理由

- ③ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ④ 事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑤ 事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑥ 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑦ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

□無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- ② 事業の譲渡し（法第 20 条第 4 項後段の場合）又は譲受け（法第 20 条第 5 項前段の場合）の理由
- ③ 譲渡人（法第 20 条第 4 項後段の場合）又は譲受人（法第 20 条第 5 項前段の場合）の事業計画
- ④ 譲渡人（法第 20 条第 4 項後段の場合）又は譲受人（法第 20 条第 5 項前段の場合）の事業収支見積り
- ⑤ 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法
- ⑥ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

5 添付書類

(1) 無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続

- 免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面
- 相続人が 2 人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）
- 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

(3) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続

- 事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）
- 譲受人が法人であるときは、その定款

- 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書
- (4) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続
 - 事業の譲渡に関する契約書の写し
 - 譲渡人が法人であるときは、その定款
 - 譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ -----
電話番号	
電子メールアドレス	

ア 議決権に関する事項

区 分	株式数 (株) / 議決権の数 (個)	比率 (%) (F)
発行済株式の総数 (A)		
議決権の総数 (B)		
日本の国籍を有する者 (C)		
日本法人 (D)		
外国法人等 (E)		

イ 代表者

フリガナ 氏 名	住 所	役 名	日本の国籍の有無	備 考
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

ウ 役員

役員の数	名(A) (代表者 名、その他役員 名)
役員の数のうち、日本の国籍を有しない者の人数	名(B)
外国人等役員比率	% ((B)/(A))

氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ 〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇〇
法人番号	

2 承継に係る無線局

① 識別信号	呼出符号又は名称
② 種別	地上一般放送局
③ 免許の番号又は予備免許通知書の番号	〇〇第〇〇〇〇号
④ 免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称	
⑤ 免許の有効期間	令和〇年〇月〇日

※エリア放送を行う無線局は、電波法第5条第2項各号に掲げる無線局には該当しないことから、該当しないにチェック

3 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない
外国性の有無	国籍等（同条第1項第1号から第3号まで）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	代表者及び役員割合（同項第4号）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	議決権割合（同号）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
相対的欠格事由	処分歴等（同条第3項）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※それぞれ内容を確認し、「有」又は「無」にチェック

4 各手続に係る個別事項

無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

- ① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名
- ② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日
- ③ 合併又は分割の理由
- ④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ⑤ 事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑥ 事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑦ 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑧ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日

- ② 事業の譲受けの理由
- ③ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ④ 事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑤ 事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑥ 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑦ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

□無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- ② 事業の譲渡し（法第 20 条第 4 項後段の場合）又は譲受け（法第 20 条第 5 項前段の場合）の理由
- ③ 譲渡人（法第 20 条第 4 項後段の場合）又は譲受人（法第 20 条第 5 項前段の場合）の事業計画
- ④ 譲渡人（法第 20 条第 4 項後段の場合）又は譲受人（法第 20 条第 5 項前段の場合）の事業収支見積り
- ⑤ 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法
- ⑥ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

5 添付書類

(1) 無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続

- 免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面
- 相続人が 2 人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

添付した書面に応じて、該当する項目の□にレ印を付けること。

- 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

(3) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続

- 事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

- 譲受人が法人であるときは、その定款
- 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書
- (4) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続
 - 事業の譲渡に関する契約書の写し
 - 譲渡人が法人であるときは、その定款
 - 譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

- ・法第5条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載すること。

なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、3の欄への記載及び別紙の提出を要しない。

ア 議決権に関する事項

区 分	株式数（株）／議決権の数（個）	比率(%) (F)
発行済株式の総数(A)	申請者が株式会社である場合に記載すること。	
議決権の総数(B)	申請者が株式会社である場合は、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除いた議決権の総数を記載すること。	
日本の国籍を有する者(C)	日本の国籍を有する者であつて法第5条第1項第2号に掲げる者に該当しない者を記載すること。	
日本法人(D)	法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又は団体（国又は地方公共団体を含む。）を記載すること。	
外国法人等(E)	外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。	

- ・最近日現在の議決権（株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。）の状況について記載すること。
- ・(F)の欄は、(B)に記載した株式数又は議決権の数に対する(C)、(D)又は(E)の比率を記載すること。この場合において、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。
- ・議決権比率を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

イ 代表者

フリガナ 氏名	住所	役名	日本の国籍の有無	備考
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村（外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。

- ・法人又は団体にあつては、代表者が複数名選任されている場合は、全員について記載すること。
- ・株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか、代表者予定者については代表者就任承諾書を添付すること。

ウ 役員

役員の数	名(A)	(代表者	名、その他役員	名)
役員の数のうち、日本の国籍を有しない者の数	名(B)			
外国人等役員比率	% ((B) / (A))			

- ・外国人等役員比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。
- ・役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

～ 申請前にご確認ください ～

1. 電波法第二十条第二項に基づく免許承継とは次の場合が該当します。
 - 免許人たる法人が合併する場合であって、合併後存続する法人若しくは合併により新たに設立された法人へ免許を承継する場合。
 - 免許人たる法人を分割する場合であって、分割により事業を承継する法人へ免許を承継する場合。ただし、この場合の分割とは無線局をその用に供する事業の全部を承継させる場合に限ります。
2. 申請許可後の手続き
 - 電波法第二十条第二項により免許人の地位を承継した場合は、遅滞なくその事実を証する書面を添えてその旨を届け出てください。届出が確認できましたら新たな免許状を発給いたしますので、旧免許状は返納してください。なお、免許承継後、直ちに変更申請を予定されている場合は、免許承継申請と同時に変更申請を提出することも可能ですのでお問い合わせください。
3. 免許承継をとまなわない法人合併等における免許人名の変更
 - 一例として、免許人たる法人が他の法人を吸収合併した後、社名を変更する場合が該当します。この場合には変更申請を行ってください。

～ 申請書記載の注意点 ～

- 注1 住所について法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 注2 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- 注3 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。
- 注4 法人又は団体の場合は、代表者役職名及び氏名を記載すること。ただし申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為を持って設立された法人の場合は、代表者氏名の記載を要しない。

氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
	〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇〇
法人番号	

2 承継に係る無線局

① 識別信号	呼出符号又は名称
② 種別	地上一般放送局
③ 免許の番号又は予備免許通知書の番号	〇〇第〇〇〇〇号
④ 免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称	
⑤ 免許の有効期間	令和〇年〇月〇日

※エリア放送を行う無線局は、電波法第5条第2項各号に掲げる無線局には該当しないことから、該当しないにチェック

3 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない
外国性の有無	国籍等（同条第1項第1号から第3号まで）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	代表者及び役員割合（同項第4号）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	議決権割合（同号）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
相対的欠格事由	処分歴等（同条第3項）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※それぞれ内容を確認し、「有」又は「無」にチェック

4 各手続に係る個別事項

無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

- ① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名
- ② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日
- ③ 合併又は分割の理由
- ④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ⑤ 事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑥ 事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑦ 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑧ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日

- ② 事業の譲受けの理由
- ③ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ④ 事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑤ 事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑥ 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑦ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

□無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- ② 事業の譲渡し（法第 20 条第 4 項後段の場合）又は譲受け（法第 20 条第 5 項前段の場合）の理由
- ③ 譲渡人（法第 20 条第 4 項後段の場合）又は譲受人（法第 20 条第 5 項前段の場合）の事業計画
- ④ 譲渡人（法第 20 条第 4 項後段の場合）又は譲受人（法第 20 条第 5 項前段の場合）の事業収支見積り
- ⑤ 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法
- ⑥ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

5 添付書類

(1) 無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続

- 免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面
- 相続人が 2 人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

- 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

(3) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続

- 事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

添付した書面に応じて、該当する項目の□にレ印を付けること。

- 譲受人が法人であるときは、その定款
- 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書
- (4) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続
 - 事業の譲渡に関する契約書の写し
 - 譲渡人が法人であるときは、その定款
 - 譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

- ・法第5条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載すること。

なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、3の欄への記載及び別紙の提出を要しない。

ア 議決権に関する事項

区 分	株式数（株）／議決権の数（個）	比率(%) (F)
発行済株式の総数(A)	申請者が株式会社である場合に記載すること。	
議決権の総数(B)	申請者が株式会社である場合は、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除いた議決権の総数を記載すること。	
日本の国籍を有する者(C)	日本の国籍を有する者であつて法第5条第1項第2号に掲げる者に該当しない者を記載すること。	
日本法人(D)	法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又は団体（国又は地方公共団体を含む。）を記載すること。	
外国法人等(E)	外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。	

- ・最近日現在の議決権（株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。）の状況について記載すること。
- ・(F)の欄は、(B)に記載した株式数又は議決権の数に対する(C)、(D)又は(E)の比率を記載すること。この場合において、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。
- ・議決権比率を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

イ 代表者

フリガナ 氏名	住所	役名	日本の国籍の有無	備考
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村（外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。

- ・法人又は団体にあつては、代表者が複数名選任されている場合は、全員について記載すること。
- ・株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか、代表者予定者については代表者就任承諾書を添付すること。

ウ 役員

役員の数	名(A)	(代表者	名、その他役員	名)
役員の数のうち、日本の国籍を有しない者の数	名(B)			
外国人等役員比率	$\% ((B) / (A))$			

- ・外国人等役員比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。
- ・役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

～ 申請前にご確認ください ～

1. 電波法第二十条第三項に基づく免許承継とは次の場合が該当します。

- 免許人が無線局をその用に供する事業の全部を譲渡する場合であって、譲受人に免許を承継する場合。なお、この場合の免許人とは法人に限定しません。

2. 申請時期

- 申請は事業譲渡の完了前に行ってください。
なお、譲渡がすでに完了している場合は新たな免許申請が必要となります。

3. 申請許可後の手続き

- 譲渡の日となりましたら新たな免許状を発給いたしますので、旧免許状は返納してください。なお、免許承継後、直ちに変更申請を予定されている場合は、免許承継申請と同時に変更申請を提出することも可能ですのでお問い合わせください。

○～ 申請書記載の注意点 ～

- 注1 住所について法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 注2 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- 注3 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。
- 注4 法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

無線局廃止届出書

令和〇年〇月〇日

総務大臣 殿

電波法第 22 条又は電波法第 27 条の 10 第 1 項の規定により、無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止するので、下記のとおり届け出ます。

記

日本産業規格 JIS X0401 及び X0402 に規定する都道府県及び市区町村コードにより該当するコードを記載。(不明の場合は記載不要)

1 届出者

住 所	都道府県－市区町村コード []
	〒 (-) ※都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
	〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇〇
法人番号	

2 無線局の廃止に係る事項

① 無線局の種別及び局数	地上一般放送局 1 局
② 識別信号	呼出符号及び呼出名称
③ 免許の番号又は包括免許の番号	〇〇第〇〇〇〇〇号
④ 廃止する年月日	令和〇年〇月〇日
⑤ 備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

別紙様式第一

有線電気通信設備設置届

令和 年 月 日
(届出年月日を記入)

総務大臣 殿

届出者 郵便番号

住 所

(法人にあつては、本店又は主たる事務所の
所在地)

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

(共同設置の設備にあつては、以下に共同設置者
の住所及び氏名を連記すること。)

有線電気通信設備を設置するので、有線電気通信法第3条第1項及び第2項の規定に基づき、
別添の書類を添えて届け出ます。

注1 法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 法第3条第2項各号に掲げる有線電気通信設備(共同設置、相互接続、他人使用)に該当しない
有線電気通信設備及び第2条に掲げる有線電気通信設備(通常設備)にあつては、「及び第2項」
の文字を抹消すること。

事 項 書

1 有線電気通信の方式

注 「音声周波電話(自動交換)」、「電信」、「テレビジョン(音声複合)」等のように記入すること。

2 通信事項

注 「自家通信」、「電気供給に伴う電気設備の保安及び電力需給調整打合せ」等のように記入すること。

3 設備の設置の場所

(1) 機 械 (中継増幅器及び光電変換器を除く)

注 機械の種別ごとに「(何)県(何)市(何)町(何)丁目(何)番(何)号(何)内」等のように記入すること。

(2) 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置

別紙線路経路図のとおり

注 地図又はこれに類するものに記入すること。

(3) 設備と付近の他の施設との関係

ア 電線等との離隔関係

設備 付近の 他の施設		架空電線 の支持物	単独柱の 架空電線	共架柱の 架空電線	屋内電線	地中電線	備 考
			m	m			
電線			m	m			
強 電 流 電 線	低圧	m ()	()	()	m	m	
	高圧	()	()	()			
	特別高圧	()	()	()			
建造物							

注 1 強電流電線の「備考」欄には、その種別(強電流ケーブル等)及び保護網(線)設置の有無を記入すること。また、他の設備の電線が裸電線のときは、その旨「備考」欄に記入すること。

2 電車線に接近又は交差する場合は、「強電流電線」欄の()内に記入すること。また、「備考」欄には注 1 の要領で記入すること。

イ 道路等との関係

設備 関係 付近の 他の施設	架空電線	備考
	道路、鉄道又は軌道、横断歩道橋上の最低の高さ	
道路	m	
鉄道又は軌道		
横断歩道橋		
その他		

注 「備考」欄には、「歩道と車道との区別がある道路」等のように記入すること。

4 設備の概要

(1) 機 械

ア 交換機

種 類	回線容量	台 数	備 考
	()		

注1 「種類」欄には、「クロスバ交換機」、「電子交換機」等と記入すること

2 ()内は、実装を記入すること。

イ 増幅器（中継増幅器を含む）又は光電変換器

種 類	定格出力レベル	台 数	備 考
	W又はdBm		

注1 増幅器の場合の「種類」欄には、「アナログ」又は「デジタル」と記入すること。

2 光電変換器の場合の「種類」欄には、「LD(1.5μm)」、「LED(0.85μm)」等と記入すること。

3 有線放送設備にあつては、分岐器、分配器及びタップオフ等を明記すること。(ただし、定格出力レベルの項目の記載を要しない。)

ウ 保安装置

種 類	台 数	備 考

注 「種類」欄には、製品名と製造者名を記入すること。

(2) 線 路

ア 線 条

架空、地下、水底の別	線 種	対 数	こう長	延 長	備 考
			km	km	
計					

注1 「線種」欄には、「絶縁電線」、「ケーブル(光ファイバ)」等を記入すること。

2 「延長」とは、「こう長」に条数を乗じたものとする。

備考1 次の表の左欄の設備については、中欄の事項の記載を省略することができる。

設備	省略することができる事項	備考
構内等設備	3 (2)	左欄に掲げる設備であつて、共同設置の設備（共同して設置する設備の部分が端末機器のみのもの又は構内等設備のみのものに限る。）又は他人使用の設備（相互接続の設備を除く。）に限る。
法第3条第4項第3号（適用除外）に掲げる者が設置するもの	3 (3) 4 (1) アのうち「回線容量」、「台数」及び「備考」	
第6条第6号に掲げる者（電源開発株）が設置するもの	4 (1) イのうち「定格出力レベル」、「台数」及び「備考」	
電気事業法の規定に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令第50条の規定により設置するもの（自家用電気工作物の用に供するものに限る。）	4 (1) ウのうち「台数」及び「備考」	
	4 (2) アのうち「対数」、「こう長」、「延長」及び「備考」	
	4 (2) イのうち「数量」、「共架電柱の相手方別数量」及び「備考」	
	4 (3) 4 (4)	
有線放送電話に関する法律第3条の規定による許可の申請書が有線放送電話規則の規定するところに従つて提出された有線電気通信設備を用いて有線放送電話業務及び有線ラジオ放送の業務以外の業務を行うもの	左欄の許可の申請書に記載された事項に係るもの	
有線テレビジョン放送法第3条第2項の規定による許可の申請書が提出された有線電気通信設備を用いて有線テレビジョン放送の業務及び有線ラジオ放送の業務以外の業務を行うもの	左欄の許可の申請書に記載された事項に係るもの	
電気通信役務利用放送法第3条第2項の規定による登録の申請書が提出された有線電気通信設備を用いて電気通信役務利用放送の業務以外の業務を行うもの	左欄の登録の申請書に記載された事項に係るもの	

2 事項書に記載されている項目がすべて網羅されている場合は、総合通信局長の承認に基づいて、様式の一部を変更することができる。

3 用紙は、日本産業規格A列4番とすること。

様式第 1 (第 4 条第 1 項関係)

電気通信事業登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
 (ふりがな)
 住 所
 (ふりがな)
 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 9 条の規定により、電気通信事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 業務区域

注 1 下記(1)の事項を記載すること。

- 2 法第 117 条第 1 項の認定を受ける場合にあつては、併せて下記(2)及び(3)の事項を記載すること。
- 3 特定移動通信役務を提供する場合にあつては、併せて特定移動通信役務に係る下記(2)の事項を記載すること (ただし、2 により記載した下記(2)の事項と同一となる場合は記載を要しない。)
- 4 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する場合であつて、これらの電気通信役務について特段の業務区域を定める場合にあつては、併せて当該電気通信役務について下記(2)及び(3)の事項を記載すること (ただし、2 により記載した(2)及び(3)の事項とそれぞれ同一となる場合は記載を要しない。)

(1) 提供区域

注 1 一般的に想定している利用形態により電気通信役務の提供を受けることが可能となる区域 (いわゆるサービスエリア) を記載すること。

- 2 都道府県を単位として記載すること。全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。
- 3 国際電気通信役務を提供する場合 (本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する場合に限る。) にあつては、取扱対地の国又はこれに準ずる地域の名称を併せて記載すること。

(2) 利用者 (電気通信事業者を除く。) との電気通信設備の接続に係る業務区域

注 市町村の一部を業務区域とする場合は字名等を、都道府県市町村の全部を業務区域とする場合は当該都道府県市町村名を、都道府県の全部を業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。

(3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所

注 1 電気通信事業者ごとに行を分けて記載すること。

- 2 (2)において全国を業務区域とする場合は、(3)の記載を要しない。(2)において都道府県の全部を業務区域とする場合は、当該都道府県内における(3)の記載を要しない。

2 電気通信設備の概要

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間		種類
始点	終点	

注1 「端末系伝送路設備」及び「中継系伝送路設備」の定義は、それぞれ第3条第1項第1号及び第2号に定めるところによる。

2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村（特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区にあつては、当該区）を単位として記載すること。都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。

3 人工衛星局による端末系伝送路設備の設置の区域には、「全国（〇〇衛星）」等、人工衛星の名称を併せて記載すること。

4 中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地（国際回線にあつては終点の欄に外国名及び州名又は都市名、人工衛星局による中継系伝送路設備にあつては終点の欄に人工衛星の名称）を記載すること。

5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システム（無線設備規則第49条の6の9で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。

6 法第117条第1項の認定を受ける場合（電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。）にあつては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載するとともに、同様式の2(2)の事項も併せて記載すること。

3 事業開始予定年月日

注 業務区域によつて事業開始予定年月日が異なる場合は、当該業務区域ごとに記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第 2 (第 4 条第 2 項、第 10 条第 4 項、第 11 条第 5 項第 7 号、第 40 条の 9 第 3 項第 9 号、第 40 条の 18 第 1 項第 4 号、第 40 条の 18 第 2 項第 6 号、第 40 条の 18 第 3 項第 10 号関係)

誓約書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することと。)

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

登録 (認定) (認可) 申請者 (報告を行う電気通信事業者) (電気通信事業を承継した者) が電気通信事業法第 12 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで (及び) (第 118 条第 1 号から第 3 号まで) に該当しないことを誓約します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 3 (第 4 条第 3 項第 1 号、第 5 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条第 1 項及び第 2 項、第 9 条第 1 項第 1 号、第 9 条第 3 項及び第 4 項、第 11 条第 5 項第 2 号、第 12 条第 4 項及び第 5 項、第 60 条の 2 第 1 号関係)

ネットワーク構成図

- 注 1 利用者から他の利用者又は他の電気通信事業者のネットワークに至るまでの通信の流れがわかるように交換センター、集線センター等とこれらの間を接続する電気通信回線の概要を記載すること。
- 2 他の電気通信事業者との相互接続点、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けてネットワークを構成する区間、他者から I R U (Indefeasible Right of User : 破棄し得ない使用権) により調達する設備等がある場合は、その構成の概要をわかりやすく記載するとともに、当該他の電気通信事業者及び他者の名称を記載すること。
- 3 交換センター、集線センター等が多数ある場合には、そのすべてを記載することは要しない。ただし、都道府県ごとのそれぞれの総数は記載すること。
- 4 一葉の用紙に記載できない場合には、全体の構成が把握できるよう、ネットワークの階層、地域その他適宜の区分に用紙を分けて記載すること。
- 5 ネットワークの名称その他の参考となる事項を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 4 (第 4 条第 3 項第 2 号、第 9 条第 1 項第 2 号、第 10 条第 2 項、第 60 条の 2 第 2 号関係)

提供する電気通信役務

電 気 通 信 役 務 の 種 類		提供する役務
1	加入電話	
2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）	
3	中継電話（国際電話等であるものを除く。）	
4	国際電話等	国際電話
		国際総合デジタル通信サービス
5	公衆電話	
6	携帯電話	三・九世代移動通信システムを使用するもの
		三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの
7	PHS	
8	I P 電話	当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号又は第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号を使用するもの
		当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号又は第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの
9	FMC サービス	
10	インターネット接続サービス（携帯電話・PHS 端末インターネット接続サービスであるものを除く。）	
11	F T T H アクセスサービス	共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの
		共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるもの
12	D S L アクセスサービス	
13	F W A アクセスサービス	
14	C A T V アクセスサービス	
15	携帯電話・PHS 端末インターネット接続サービス（三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスであるものを除く。）	
16	携帯電話・PHS パケット通信アクセスサービス（三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスであるものを除く。）	
17	三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス	
18	三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス	
19	フレームリレーサービス	
20	A T M 交換サービス	
21	公衆無線 L A N アクセスサービス	
22	B W A アクセスサービス	
23	I P - V P N サービス	
24	広域イーサネットサービス	
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの
		国際電気通信役務であるもの
26	上記 1 から 25 までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
27	インターネット関連サービス（I P 電話を除く。）	
28	電報	受付及び配達の業務を行う場合
		受付及び配達の業務を行わない場合

(記載要領)

- 注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び3に該当する場合は、この限りでない。
- 注2 単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合には「卸」と記入すること。
- 注3 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(1、2、6、7又は8に限る。)により記入すること。
- 注4 「インターネット関連サービス(IP電話を除く。)」のみ、「上記1から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。
- 注5 フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務をいう。
- 注6 注5に定めるもののほか、電気通信役務の種類定義については、電気通信事業報告規則第1条第2項に定めるところによること。
- 注7 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。
- 注8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第 8 (第 9 条第 1 項、第 60 条の 2 関係)

電気通信事業届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
 (ふりがな)
 住 所
 (ふりがな)
 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 16 条第 1 項 (第 16 5 条第 1 項) の規定により、電気通信事業を営む (行う) ので、次のとおり届け出ます。

1 業務区域

注 1 下記(1)の事項を記載すること。

- 2 法第 117 条第 1 項の認定を受ける場合にあつては、併せて下記(2)及び(3)の事項を記載すること。
- 3 特定移動通信役務を提供する場合にあつては、併せて特定移動通信役務に係る下記(2)の事項を記載すること (ただし、2 により記載した下記(2)の事項と同一となる場合は記載を要しない。)
- 4 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する場合であつて、これらの電気通信役務について特段の業務区域を定める場合にあつては、併せて当該電気通信役務について下記(2)及び(3)の事項を記載すること (ただし、2 により記載した(2)及び(3)の事項とそれぞれ同一となる場合は記載を要しない。)

(1) 提供区域

注 1 一般的に想定している利用形態により電気通信役務の提供を受けることが可能となる区域 (いわゆるサービスエリア) を記載すること。

- 2 都道府県を単位として記載すること。全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。
- 3 国際電気通信役務を提供する場合 (本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する場合に限る。) にあつては、取扱対地の国又はこれに準ずる地域の名称を併せて記載すること。

(2) 利用者 (電気通信事業者を除く。) との電気通信設備の接続に係る業務区域

注 市町村の一部を業務区域とする場合は字名等を、都道府縣市町村の全部を業務区域とする場合は当該都道府縣市町村名を、都道府県の全部を業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。

(3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所

注 1 電気通信事業者ごとに行を分けて記載すること。

- 2 (2)において全国を業務区域とする場合は、(3)の記載を要しない。(2)において都道府県の全部を業務区域とする場合は、当該都道府県内における(3)の記載を要しない。

2 電気通信設備の概要 (電気通信事業法第 44 条第 1 項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。)

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間		種類
始点	終点	

注1 「端末系伝送路設備」及び「中継系伝送路設備」の定義は、それぞれ第3条第1項第1号及び第2号に定めるところによる。

2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村（特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区にあつては、当該区）を単位として記載すること。

3 中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地を記載すること。

4 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。

5 法第117条第1項の認定を受ける場合（電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。）にあつては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載するとともに、同様式の2(2)の事項も併せて記載すること。

3 事業開始予定年月日

注 業務区域によつて事業開始予定年月日が異なる場合は、当該業務区域ごとに記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第3（第4条第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第3項及び第4項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係）

ネットワーク構成図

- 注1 利用者から他の利用者又は他の電気通信事業者のネットワークに至るまでの通信の流れがわかるように交換センター、集線センター等とこれらの間を接続する電気通信回線の概要を記載すること。
- 2 他の電気通信事業者との相互接続点、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けてネットワークを構成する区間、他者からIRU（Indefeasible Right of User：破棄し得ない使用権）により調達する設備等がある場合は、その構成の概要をわかりやすく記載するとともに、当該他の電気通信事業者及び他者の名称を記載すること。
- 3 交換センター、集線センター等が多数ある場合には、そのすべてを記載することは要しない。ただし、都道府県ごとのそれぞれの総数は記載すること。
- 4 一葉の用紙に記載できない場合には、全体の構成が把握できるよう、ネットワークの階層、地域その他適宜の区分に用紙を分けて記載すること。
- 5 ネットワークの名称その他の参考となる事項を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第 4 (第 4 条第 3 項第 2 号、第 9 条第 1 項第 2 号、第 10 条第 2 項、第 60 条の 2 第 2 号関係)

提供する電気通信役務

電 気 通 信 役 務 の 種 類		提供する役務
1	加入電話	
2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）	
3	中継電話（国際電話等であるものを除く。）	
4	国際電話等	国際電話
		国際総合デジタル通信サービス
5	公衆電話	
6	携帯電話	三・九世代移動通信システムを使用するもの
		三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの
7	PHS	
8	I P 電話	当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号又は第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号を使用するもの
		当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号又は第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの
9	FMC サービス	
10	インターネット接続サービス（携帯電話・PHS 端末インターネット接続サービスであるものを除く。）	
11	F T T H アクセスサービス	共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの
		共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるもの
12	D S L アクセスサービス	
13	F W A アクセスサービス	
14	C A T V アクセスサービス	
15	携帯電話・PHS 端末インターネット接続サービス（三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスであるものを除く。）	
16	携帯電話・PHS パケット通信アクセスサービス（三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスであるものを除く。）	
17	三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス	
18	三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス	
19	フレームリレーサービス	
20	A T M 交換サービス	
21	公衆無線 L A N アクセスサービス	
22	B W A アクセスサービス	
23	I P - V P N サービス	
24	広域イーサネットサービス	
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの
		国際電気通信役務であるもの
26	上記 1 から 25 までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
27	インターネット関連サービス（I P 電話を除く。）	
28	電報	受付及び配達の業務を行う場合
		受付及び配達の業務を行わない場合
29	上記 1 から 28 までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

(記載要領)

- 注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び3に該当する場合は、この限りでない。
- 注2 単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合には「卸」と記入すること。
- 注3 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(1、2、6、7又は8に限る。)により記入すること。
- 注4 「インターネット関連サービス(IP電話を除く。)」のみ、「上記1から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。
- 注5 フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務をいう。
- 注6 注5に定めるもののほか、電気通信役務の種類の変換については、電気通信事業報告規則第1条第2項に定めるところによること。
- 注7 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。
- 注8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。